

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和7年9月1日 開会時間・午前・午後10時03分 閉会時間・午前・午後10時38分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆 藤川 貴雄	
説明のために出席した者	國枝副市長 高橋総務部長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月定例会について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午前 10 時 3 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項はお手元に配付したとおりであります。まず 9 月定例会についての協議を行います。市長提出案件について、執行部から説明願います。

國枝副市長

令和 7 年 9 月 5 日開会の第 4 回羽島市議会定例会において、審議をお願いする付議案件をご説明いたします。

付議する案件の内訳は、専決処分の報告が 2 件、財政の健全化に関する報告が 2 件、放棄した債権の報告が 1 件、人事案件が 6 件、条例の一部改正が 8 件、規約の変更等に関する協議が 3 件、令和 7 年度補正予算が 3 件、土地の取得が 1 件、工事請負契約の締結が 1 件、市道路線の認定が 1 件、令和 6 年度決算の認定が 8 件の 36 件です。

議案書の 4 ページをお願いいたします。「報第 7 号 専決処分の報告について」です。

令和 7 年 5 月 9 日、午後 10 時 30 分頃、福寿町平方大門先 261 番 3 地先の道路のアンダーパス冠水により、浸水していた自動車のエンジンに損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告するものです。

損害賠償額は、12 万円で、相手方は羽島市在住の個人です。過失割合は市 5 割、相手方 5 割です。

次に、5 ページをお願いします。「報第 8 号 専決処分の報告について」です。

令和 7 年 5 月 16 日午後 4 時頃、桑原町平太 1 丁目 18 番地先の道路のアスファルト片により、自動車 3 台のフロントガラスに損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告するものです。

損害賠償額は 36 万円で、相手方は羽島市在住の個人です。過失割合は市 10 割です。

次に、6 ページをお願いいたします。「報第 9 号 令和 6 年度羽島市健全化判断比率の報告について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度羽島市健全化判断比率を、監査委員の意見をつけて報告するものです。

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がありませんで

した。

また、実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は将来負担額から充当可能財源等を差し引いた数値がマイナスとなり、いずれも早期健全化基準を下回りました。

次に、7ページをお願いします。「報第10号 令和6年度羽島市資金不足比率の報告について」です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度羽島市資金不足比率を、監査委員の意見をつけて報告するものです。

令和6年度決算に基づく公営企業の資金不足比率は、いずれも資金不足はありませんでした。

次に、8ページをお願いいたします。「報第11号 放棄した債権の報告について」です。

羽島市債権管理条例第9条第1項の規定により、放棄した市の債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

放棄した債権の件数及び金額は、市民病院医療費負担金が23件で52万5,330円。水道料金が42件で50万4,041円。水道開栓手数料が3件で600円。放課後児童教室実費負担額が1件で1万2,000円の、合わせて69件です。

次に、9ページをお願いします。「諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。

現委員の野田陽子さんの任期が令和7年12月31日に満了となりますことから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、10ページをお願いします。「諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。

現委員の岩田博文さんの任期が令和7年12月31日に満了となることから、新たに酒井公孝さんを委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、11ページをお願いします。「諮第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。

現委員の浅野治夫さんの任期が令和7年12月31日に満了となることから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、12ページをお願いします。「諮第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。

現委員の加藤直子さんの任期が令和7年12月31日に満了となることから、新たに日比なな子さんを委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、13ページをお願いします。「議第55号 羽島市固

定資産評価審査委員会委員の選任について」です。

現委員の花村崇弘さんの任期が令和7年10月26日に満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものです。

次に、14 ページをお願いします。「議第 56 号 羽島市教育委員会委員の任命について」です。

現委員の今井田裕子さんの任期が令和7年10月10日に満了となりますことから、引き続き委員に任命したいので、議会の同意を求めるものです。

次に、15 ページをお願いします。「議第 57 号 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」です。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としては、物価の変動等を踏まえ、選挙運動費用の公費負担の上限額を引き上げる政令改正が行われたことに伴い、現在1枚あたり541円31銭を公費負担としている選挙運動用ポスター印刷費の上限額について、政令と同額の1枚あたり586円88銭とするものです。この条例は交付の日から施行するものです。

次に、17 ページをお願いします。「議第 58 号 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」です。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、先ほどの選挙運動用ポスター印刷費の改正と同様の理由により、現在1枚あたり7円73銭を公費負担としている選挙運動用ビラ作成費の上限額について、政令と同額の1枚あたり8円38銭とするものです。この条例は交付の日から施行するものです。

次に、20 ページをお願いします。「議第 59 号 羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」です。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容としては、地方公共団体システムの標準化に際し、デジタル庁から標準準拠システムに住登外者宛名番号管理機能を実装する場合における条例の規定の必要性が示されたことに伴い、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報を管理する事務を個人番号の独自利用を行う事務と

して規定するなどの改正を行うものです。この条例は規則で定める日から施行するものです。

次に、25 ページをお願いします。「議第 60 号 羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。

企業職員の部分休業について新たな措置を行うことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としては、仕事と育児の両立支援を図るため、企業職員の部分休業制度について、現行の1日の勤務時間の2時間を超えない範囲内としているものに加え、1日の勤務時間の全部または1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内について勤務しないことを選択できるようにするものです。この条例は令和7年10月1日、またはこの条例の交付の日のいずれか遅い日から施行するものです。

次に、27 ページをお願いします。「議第 61 号 羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例について」です。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としては、法律の公布に伴い、当該条例中の関係法律に号ずれが生じたため、条例中の引用箇所を改めるものです。

この条例は法律の施行の日、またはこの条例の交付の日のいずれか遅い日から施行するものです。

次に、30 ページをお願いします。「議第 62 号 羽島市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」です。

災害その他非常の場合における給水装置の工事を行う者の特例を定めるため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としては、令和6年1月に発生した能登半島地震において、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが原因で、家庭内で水が使用できない状況が長期化したことを踏まえ、災害その他非常の場合において、市長が必要と認める時は、他の市町村長、または他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者であっても、給水装置工事を行うことができることとするものです。この条例は交付の日から施行するものです。

次に、32 ページをお願いします。「議第 63 号 羽島市下水道条例の一部を改正する条例について」です。

災害その他非常の場合における排水設備等の工事を行う者の特例を定めるため、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、能登半島地震において、排水設備等の工事を行う指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れることとなったことを踏まえ、災害その他非常の場合において、市長が必要と認める時は、他の市町村の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の工事を行うことができることとするものです。この条例は交付の日から施行するものです。

次に、34 ページをお願いします。「議第 64 号 羽島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

羽島市民病院の一般病床の数を見直すため、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、羽島市民病院は現在、一般病床 271 床の許可病床を有しておりますが、これを 261 床とするものです。

その理由としては、国の病床数適正化支援事業により 10 床を上限として削減した病床 1 床につき 410 万 4,000 円の給付金が支給されることから、261 床とすることで、4,104 万円の給付金が県から配分されることが見込まれることによるものです。

なお、現在の稼働病床数は 244 床であり、休床している病床を削減の対象としていることから、許可病床の削減による稼働病床数に影響はありません。

また本議案については、国の病床数適正化支援事業の規定により令和 7 年 9 月 30 日までに病床を削減することが要件とされていることから、今定例会の最終日の予定日である 10 月 1 日ではなく、議案質疑の予定日である 9 月 22 日に議決をお願いしたいと思います。この条例は交付の日から施行するものです。

次に、36 ページをお願いします。「議第 65 号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について」です。

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定による特別の定めとして、事務の承継に係る規定を追加する規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものです。

内容としては、県下全市町村で構成する一部事務組合の岐阜県市町村会館組合について、事務の効率化を図るため、同組合が所管する事務を整理し、解散することとなりました。

同組合の解散にあたり、一部事務組合の解散に伴う事務の承継については、地方自治法に規定がないことから、同

組合規約に地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定による特別の定めを追加するものです。この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行するものです。

次に、38 ページをお願いします。「議第 66 号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について」です。

岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに事務の承継等に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものです。

内容としては、一部事務組合である岐阜県市町村会館組合を解散すること及び財産処分については、地方自治法の規定による関係地方公共団体の協議が必要とされ、協議には関係地方公共団体の議会の議決が必要とされております。

また、事務の承継については、先ほどの議第 65 号による改正後の規約第 12 条第 1 項の規定により、組合を組織する市町村がその議会の議決を得て、協議をもって定めることとなります。

そのため、関係市町村が交わす協議書に代わる同意書の内容について、議会の議決を求めるものです。

次に、41 ページをお願いします。「議第 67 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について」です。

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものです。

内容としては、岐阜県市町村会館組合が解散に伴い、岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退するため、退職手当組合を組織する構成団体から会館組合を削るものです。この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に、43 ページをお願いします。「議第 68 号 令和 7 年度羽島市一般会計補正予算（第 5 号）について」です。

歳入歳出予算に 284 万 4,000 円を追加し、総額を 265 億 6,122 万 9,000 円とするものです。

補正内容は、障害者自立支援事務経費及び生活保護事務経費で、いずれもシステム改修にかかるものです。

財源は国庫補助金及び基金繰入金を充てるものです。

次に、48 ページをお願いします。「議第 69 号 令和 7 年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につい

て」です。

歳入歳出予算に 2,163 万 4,000 円を追加し、総額を 67 億 9,993 万 1,000 円とするものです。

補正内容は償還金で、財源は繰越金を充てるものです。

次に、53 ページをお願いします。「議第 70 号 令和 7 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」です。

歳入歳出予算に 1 億 1,110 万 5,000 円を追加し、総額を 67 億 18 万 8,000 円とするものです。

補正内容は介護保険給付準備基金積立金及び返還金で、財源は繰越金を充てるものです。

次に、58 ページをお願いします。「議第 71 号 土地の取得について」です。

桑原町午南字大島 1031 番 2 ほか 2 筆の土地を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

当該土地はかんぼの宿岐阜羽島跡地となります。取得面積は 4 万 1,417.79 m<sup>2</sup>。取得金額は 1 億 200 万円。取得目的は市南部地域活性化事業用地として利活用するため。取得の相手方は日本郵政株式会社です。

次に、59 ページをお願いします。「議第 72 号 工事請負契約の締結について」です。

消防緊急通信指令施設設備工事について、工事請負契約を締結したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事場所は羽島市消防本部ほか。契約内容は一般競争入札。契約金額は 3 億 6,630 万円。契約の相手方は株式会社トーエネック岐阜支店です。

次に、60 ページをお願いします。「議第 73 号 市道路線の認定について」です。道路法の規定により 61 ページのとおり、矢熊 7 号線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。

次に、63 ページをお願いします。ここからは令和 6 年度の決算関係です。

当該ページの認第 1 号から 66 ページの認第 8 号までの 8 件については、令和 6 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算について、監査委員の意見を付して認定をお願いします。別冊にて決算書を調製しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたし

	<p>ます。</p> <p>なお、この決算書につきましては、最終ページの財産に関する調査の部分の3の債権に関するところで、「該当物件なし」と記載されていましたが、病院への貸付金10億円の記載が抜けておりましたので、差し替えをさせていただきました。お手元のデータは差し替わっておるはずですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、今定例会においてご審議をお願いする付議議案について、その概略を説明いたしました。</p> <p>なお、議第68号については、議会初日での議決をお願いしたいと思います。初日に議決をいただきましたなら、引き続き追加案件として補正予算にかかる議案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続けて、議会初日に追加で提出させていただきます議案について、その概略をご説明させていただきます。お手元に、現時点での原案としての議案書をお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。</p> <p>追加議案書の3ページをお願いします。「議第74号 令和7年度羽島市一般会計補正予算（第6号）について」です。</p> <p>歳入歳出予算に16億5,242万4,000円を追加し、総額を282億1,365万3,000円とするものです。</p> <p>補正内容は財政調整基金積立金、国・県返還金及び道路新設改良事業等で、財源は繰越金及び市債等を充てるものです。合わせて、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものです。説明は以上でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ありがとうございました。初日議決、22日議決及び追加案件について、何かありますか。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ありがとうございました。市長提出案件全体について、何かありますか。</p>
南谷佳寛委員長	<p>それでは執行部は退席していただいて結構です。</p>
南谷佳寛委員長	<p>請願について、局長、説明をお願いいたします。</p>

議会事務局長	昨日までに受理した請願は0件でございます。
南谷佳寛委員長	陳情・要望について、局長、説明をお願いいたします。
議会事務局長	昨日までに受理した陳情・要望は0件でございます。
南谷佳寛委員長	議案の付託先について、局長、説明をお願いいたします。
議会事務局長	<p>先ほど副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は、専決処分の報告2件、財政の健全化に関する報告2件、放棄した債権の報告1件、人事案件6件、条例の一部改正8件、規約の変更に関する3件、令和7年度補正予算3件、土地の取得1件、工事請負契約の締結1件、市道路線の認定1件、令和6年度決算の認定8件の計36件となります。</p> <p>こちら先ほど副市長から説明がありましたとおり、補正予算に関する1件につきましては、9月5日の開会日に採決までお願いすることとなります。</p> <p>その後、補正予算関係議案の議第74号が追加提案されましたら、追加議案提出後の議案数は37件となります。</p> <p>また、先ほどの副市長の説明にありました市民病院に関する条例改正案については、9月22日議案質疑後に討論採決までお願いすることとなります。</p> <p>また、付議されます案件のうち、報第7号から報第11号まで、諮第2号から諮第5号まで、議第55号、議第56号、議第64号及び議第68号の13件は委員会付託を省略しますので、議案の付託については、総務委員会8件で、追加議案が1件ございますので、追加後は9件。民生文教委員会は3件、産業建設委員会は4件、予算決算特別委員会は8件の計24件となります。</p> <p>なお、認第1号から認第8号までの案件8件は、会議規則第36条により、予算決算特別委員会へ付託することとなりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
南谷佳寛委員長	局長から説明のあったとおり付託してよろしいですか。
	〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	会期日程について、局長、説明をお願いいたします。

会期は9月5日から10月1日までの27日間でございます。日程につきましては、初日の5日は議長から諸般の報告を願い、市長提出案件の説明後、議第68号について質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただきます。

その後、補正予算関係議案が提出された場合は、日程に追加し、議案の説明を願い、初日は散会となります。

6日から11日までは休会し、8日の午前10時から議案の詳細説明を行います。12日は一般質問、13日から15日は休会とし、16日から18日は一般質問、19日から21日は休会とし、22日は議案質疑。委員会付託省略の13件のうち、諮第2号から諮第5号までの4件、議第55号、議第56号及び議第64号の合計7件を討論、採決までお願いします。

本会議終了後、議員間討議をお願いいたします。24日予算決算特別委員会、総務委員会。25日に予算決算特別委員会、民生文教委員会。26日に予算決算特別委員会、産業建設委員会。27日から30日は休会とし、最終日10月1日は委員長報告、質疑討論採決と進めていただきます。

代表質問につきましては、9月定例会は清風クラブ、清和クラブ、元気・羽島クラブ、公明党、清流政策研究会、自由クラブ、日本共産党羽島市議団、正統派クラブ、新伸会、無所属の会の順になりますので、よろしくをお願いいたします。

議員間討議につきましては、9月22日の議案質疑終了後に議員間討議を行っていただきますが、テーマの決定を9月8日の議案詳細説明会後に行っていただきますので、よろしくをお願いいたします。

質疑等の連絡期限につきましては。議案質疑や委員会での質疑連絡期限につきましては、連絡期限をそれぞれ質疑等が行われる2日前とし、22日の議案質疑は2日前の18日木曜日まで、24日の予算決算と総務委員会は19日金曜日まで、25日の予算決算と民生文教委員会は22日月曜日まで、26日の予算決算と産業建設委員会は24日水曜日までとなりますので、よろしくをお願いいたします。

そのほか、広報広聴委員会を9月5日の全日程終了後に開催しますので、よろしくをお願いいたします。

議員定数・議員報酬等検討特別委員会を9月8日の詳細説明会終了後に開催しますので、よろしくをお願いいたします。

南谷佳寛委員長	<p>局長から説明のあったとおり進めてよろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と発言する者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、そのように取り計らうことといたします。 9月定例会に関して、そのほかに何かありますか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>以上で9月定例会についての協議を終了いたします。 そのほかに何かありますか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>議長、何かありますか。</p> <p>〔発言なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>副議長、何かありますか。</p> <p>〔発言なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>議会運営委員会を閉会します。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 10 時 38 分】</p>